

第4 化学物質（毒物・劇物など）の安全性・有害性情報

1 安全データシート（SDS）について

- 化学物質（混合物を含む）を譲渡又は提供する際に、相手方に提供するための文書
- 化学製品中に含まれる化学物質の名称や物理化学的性質のほか、危険性、有害性、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法などが記載されている。

2 化学物質の危険有害性情報について

取り扱う化学物質の「安全性」「有害性」「中毒時の応急対応」等について、正しく理解するために、的確な情報を収集する必要があります。

インターネットで容易に得られる情報源としては、次のものが知られています。

- (1) 化学物質総合情報提供システム（CHRIP）； （独法）製品評価技術基盤機構
- (2) 化審法データベース（J-CHECK）； （独法）製品評価技術基盤機構
- (3) 職場のあんぜんサイト； （独法）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
- (4) 中毒110番 電話サービス； （公財）日本中毒情報センター

【参考1】事故対策に係る関連法令（毒劇法以外）

- ①消防法 ②大気汚染防止法 ③水質汚濁防止法 ④高压ガス保安法
- ⑤労働安全衛生法労働安全衛生規則 ⑥徳島県生活環境保全条例

【参考2】代表的な（地震・事故等での）混合危険

- 酸 × ①次亜塩素酸、②シアン化物、③硫化物 → 有毒ガス（①塩素、②シアン化水素、③硫化水素）の発生
- ①硝酸、②硫酸 × 銅などの金属 → 有毒ガス（①亜硝酸ガス、②亜硫酸ガス）の発生
- アセトン×過酸化水素 → 爆発性（過酸化アセトンの発生）
- エタノール × 過塩素酸 → 爆発性（過塩素酸エステルの発生）

【問い合わせ窓口】

- 徳島県保健福祉部薬務課 （電話：088-621-2230 ファクシミリ：088-621-2842）
- 徳島保健所 （電話：088-652-5151） ○吉野川保健所 （電話：0883-24-1114）
- 阿南保健所 （電話：0884-22-0072） ○美波保健所 （電話：0884-74-7343）
- 美馬保健所 （電話：0883-52-1017） ○三好保健所 （電話：0883-72-1122）

【参考マニュアル等】

- ※次のマニュアル等はインターネットから入手可能です。
- 毒物・劇物に係る災害時の対応マニュアル（徳島県）
- 化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル（東京都）
- 化学テロ・化学災害対応体制（（公財）日本中毒情報センター）
- 地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き（環境省）

毒物・劇物に係る災害時の対応マニュアル

平成30年2月作成

令和3年7月改定

令和5年12月一部改訂

徳島県保健福祉部 薬務課

- ◇ 日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を、毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）によって、**毒物・劇物**と指定し規制しています。
- ◇ この毒物・劇物は、**使用、保管、運搬、廃棄及び事故時の措置等を誤ると、保健衛生上の危害の発生につながります**ので、厳しい規制と適切な対応が必要です。
- ◇ 一方、日常発生している遺漏・流出事故等に限らず、**南海トラフ巨大地震の発生が予想される本県においては、住民の安全・安心のため十分な事前準備を行う必要があります。**
- ◇ 地震などの災害時において、被害の未然防止と業務の安定運営のための一助として、県では、この度この**マニュアルを作成**しました。身近に**掲示・保持**して、安全対策の強化をお願いします。

※毒物とは

毒性（有毒な性質）が強い物質。
「毒劇法 別表第1」及び「毒物及び劇物指定令第1条」に指定されている。

※劇物とは

毒物よりは毒性が弱いものの規制する必要がある物質。
「毒劇法 別表第2」及び「毒物及び劇物指定令第2条」に指定されている。

第1 毒劇法による主な規制

- 1 毒物・劇物の取扱いについて
- (1) 毒物劇物営業者（第3条、第3条の2、第22条）は、次のことが必要
- ・毒物劇物販売業者；知事の「登録」
 - ・毒物劇物製造業者（輸入業者）；厚生労働大臣又は知事の「登録」
 - ・特定毒物研究者；知事の「許可」
 - ・特定毒物使用者；知事の「指定」
 - ・業務上取扱者；一定の毒物劇物を取り扱う場合は、知事への「届出」
- (2) 毒物劇物取扱責任者（第7条、第8条）
- 製造、販売、貯蔵、運搬等の取扱い時における安全確保のため、専任責任者として、薬剤師、高等学校以上で応用化学の学課修了者又は毒物劇物取扱者試験合格者を配置
- (3) 譲渡手続き（第14条）
- ①毒物劇物の名称及び数量 ②譲渡年月日 ③譲受人の氏名、職業及び住所
- を書面に記載の上、授受人の押印
- (4) 交付の制限（第15条）
- 18歳未満の者、毒劇法施行規則第4条の7で規定する者、麻薬・覚醒剤等中毒者には、交付不可
- (5) 廃棄（第15条の2）
- 廃棄に際しては、毒劇法施行令で定められた廃棄の技術上の基準に従うこと。
- （例）中和、加水分解、酸化、還元、希釈、揮発、燃焼等

2 日常の保管管理について（毒劇法施行規則第4条の4）

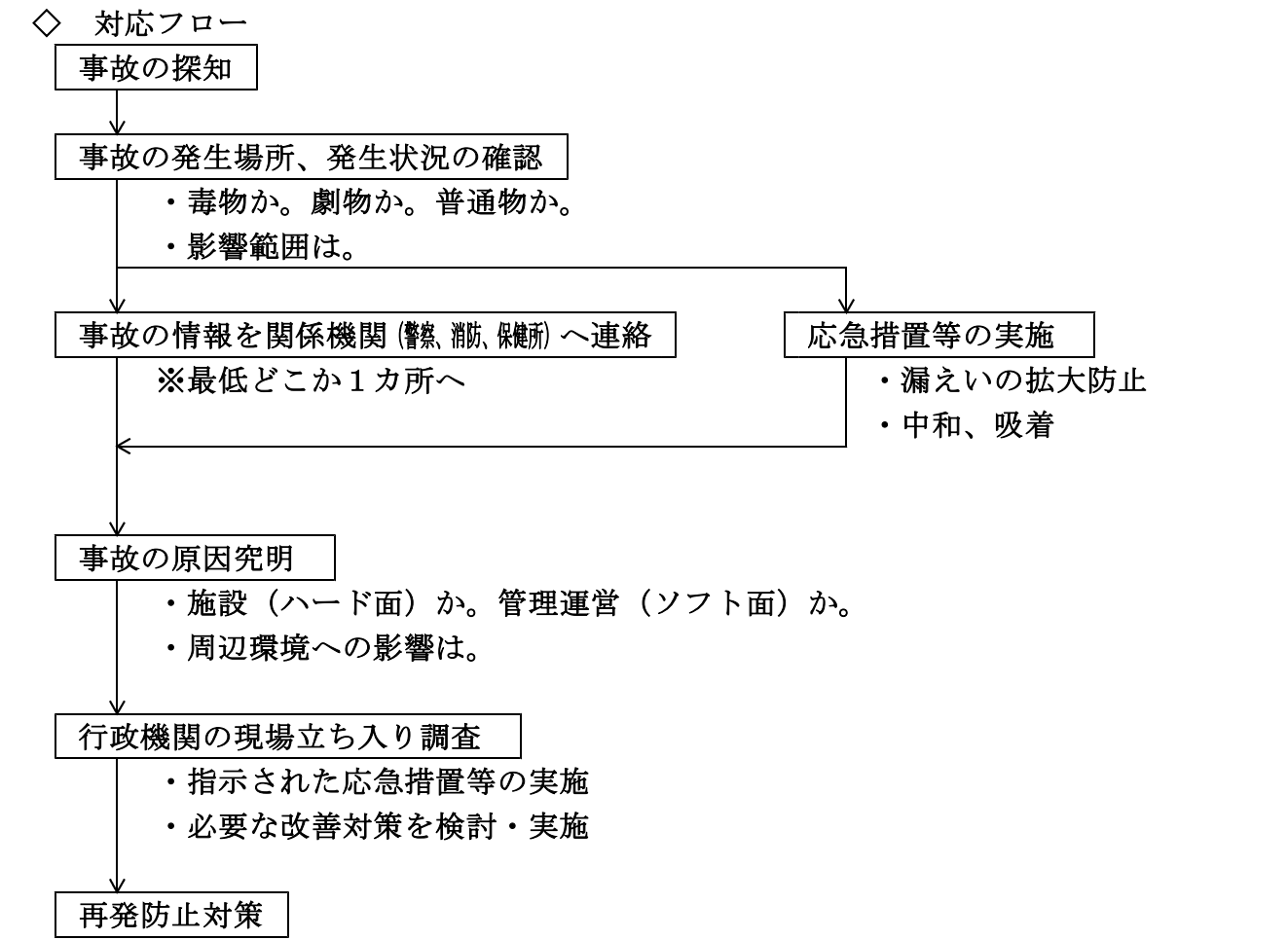
- (1) 貯蔵設備の基準
- イ 毒物劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
- ロ 毒物劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん等の容器は、毒物劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
- ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物劇物貯蔵する設備は、毒物劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
- ニ 毒物劇物を貯蔵する場所に、かぎをかける設備があること。性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。
- (2) 毒劇物を陳列する場所に、かぎをかける設備があること。
- (3) 毒劇物の運搬用具は、飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

3 事故の際の措置について（第16条の2）

- (1) 飛散、漏れ、流出、しみ出し又は地下浸透の場合；
- イ 直ちに保健所、警察署又は消防機関へ届出
- ロ 危害防止のための応急措置
- （例）①漏えいの拡大防止
- ・充填、移し替え作業中止
 - ・土のう等で流出防止
 - ・破損箇所の修繕
- ②中和（pH調整剤、酸化剤、還元剤の使用）
- ③吸着（吸着剤、吸着マット等の使用）
- (2) 盗難又は紛失したとき；直ちに警察署へ届出

第2 飛散・流出事故時の対応

事故が発生した場合は、保健衛生上の危害の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応が必要です。関係機関と連携・協力して、次の対応フローを参考に対処してください。



第3 災害に対する事前準備

- 1 毒物・劇物に対する防災対策
- ①保持量を少なくする。 → 使用量、保管量の最小化
- ②漏えいの可能性を防ぐ。 → 転倒・落下・移動・破損の防止
- ③漏えい時は周囲への拡散を防ぐ。 → 漏えい防止、混合防止、防災用品・設備の常備
- 2 体制、通報、通信について
- ①役割分担を事前に決める。
- ②緊急連絡網の作成
- ③通信手段の確認（災害用伝言ダイヤル「171」、衛星電話など）
- 3 教育、訓練について
- ①有害性情報の収集方法の確認及び共有
- ②防災訓練の計画及び参加
- 4 南海トラフ巨大地震、徳島県中央構造線・活断層地震の情報について
- 「徳島県防災・危機管理情報 安心とくしま」（徳島県HP）から、最新情報を入手する。